

新潟県住生活マスタープラン改定検討委員会設置要綱

第1 目的

新潟県住生活マスタープラン改定検討委員会（以下「委員会」という。）は、「新潟県住生活マスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）の改定に関し、必要な事項を検討することを目的に設置する。

第2 所掌事項

委員会は次に掲げる事務を行う。

- (1) マスタープランの改定に係る検討
- (2) 事務局が提示する資料に対する、審議、助言等
- (3) その他、マスタープランの改定に関連して必要と認められる事項

第3 組織

- 1 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- 2 委員会には、委員長を置くこととし、委員長は委員の互選により選出するものとする。
- 3 委員長は委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長が指名するものとし、副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときは、その職務を代理する。

第4 任期

委員の任期は、マスタープランが改定されるまでの期間とする。

第5 委員会

- 1 委員会は、都市政策課長が招集し、委員長は委員会の議長となる。
- 2 委員長は、必要があるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第6 委員会の公開

委員会は原則公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは非公開とする。

- (1) 新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第7条各号に定める非公開情報について審議するとき。
- (2) 委員会を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められるとき。

第7 事務局

新潟県土木部都市局都市政策課内に事務局を置き、委員会の庶務を処理する。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 この要綱は、令和8年6月4日から施行する。

(別表)

新潟県住生活マスタープラン改定検討委員会

(敬称略・五十音順)

氏 名	所 属
あ べ まこと 阿部 誠	公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会 常務理事
い い の ゆ か り 飯野 由香利	新潟大学人文社会科学系 フェロー
い と う あ や 伊藤 綾	きら星株式会社 代表取締役
く ま く ら た か し 熊倉 高志	公益社団法人新潟県建築士会 副会長
さ か ぐ ち じ ゅ ん 坂口 淳	新潟県立大学国際経済学部 教授（学部長）
な か む ら け ん 中村 健	新潟大学歯学部 准教授
ふ く も と る い 福本 塁	長岡造形大学造形学部 准教授
ま つ い だ い す け 松井 大輔	新潟大学工学部 准教授